

(案)

介護福祉士養成課程における
教育内容等の見直しについて

目次

| | | |
|------|----------------------|----|
| I | 教育カリキュラム | 2 |
| II | 教員 | 14 |
| III | 施設設備 | 35 |
| IV | 実習 | 43 |
| V | 実務経験ルートにおける通信課程 | 56 |
| VI | 介護技術講習 | 68 |
| VII | 既修得科目の認定 | 72 |
| VIII | 情報公開 | 80 |
| IX | 国家試験の受験資格における実務経験の範囲 | 87 |
| X | 施行期日 | 93 |

I 教育カリキュラム

I-① 教育内容の見直しの背景

- 介護福祉士制度の施行から現在に至るまでの高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化に伴う介護ニーズの変化を踏まえ、現行の科目、カリキュラム、シラバスにとらわれず、今日的視点で抜本的に見直す。(介護福祉士のあり方及び養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書)
- 「求められる介護福祉士像」を実現していくことが最終的な目標であるという姿勢を基本とする。(社会保障審議会福祉部会意見)
- 介護福祉士の国家試験に求める水準は、介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力とする。養成課程における教育内容も幅広く基本的な内容とし、資格取得後の現任研修等による継続的な教育を視野に入れた内容とする。(介護福祉士のあり方及び養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書)
- 「介護のため」という視点のもと、理論と実践の融合を目指す。(同上)

求められる介護福祉士像

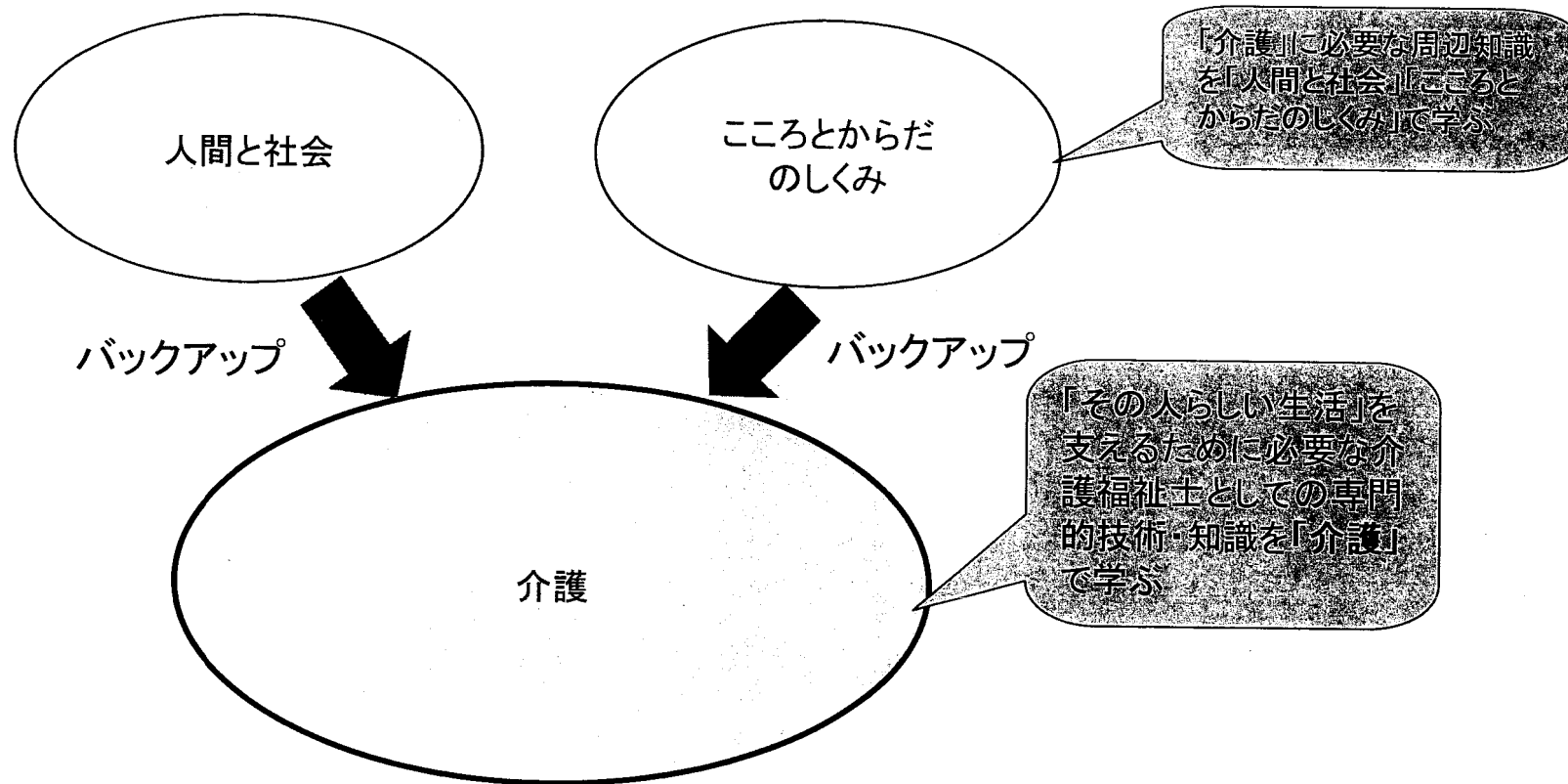
これからの介護福祉士については、介護福祉士創設以降の変化とこれからの介護ニーズに対応し、介護サービスにおける中心的役割を担える人材として次のような人材養成における目標が考えられる。

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
- ④ 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 多職種協働によるチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

教育体系を「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の3領域に再編

介護が実践の技術であるという性格を踏まえ、

- その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」
 - 「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」
 - 多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」
- の3領域に再構成する。



養成の目標

資格取得時の到達目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する
3. 介護実践の根拠を理解する
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる
7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける
10. 的確な記録・記述の方法を身につける
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける

資格取得時の介護福祉士
介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力

求められる介護福祉士像

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

I 一② 教育カリキュラムの見直しの基本的考え方

高等学校卒業者等が養成施設等において2年以上必要な知識・技能を学ぶ課程(2年課程)

- 現行1,650時間以上の課程について、介護が実践の技術であるという性格を踏まえ、
- その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」(240時間以上)
 - 尊厳の保持、自立支援の考えを踏まえ、生活を支えるための「介護」(1,260時間以上)
 - 多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」(300時間以上)
- の3領域に再構成して、合計で1,800時間以上の課程とする。

福祉系大学・社会福祉士一般養成施設・社会福祉士短期養成施設卒業者等が養成施設等において1年以上必要な知識・技能を学ぶ課程

2年課程の新しい教育カリキュラムを基準としつつ、現行の900時間以上の課程を1,170時間以上の課程とする。

保育士養成施設卒業者等が養成施設等において1年以上必要な知識・技能を学ぶ課程

2年課程の新しい教育カリキュラムを基準としつつ、現行の930時間以上の課程を1,155時間以上の課程とする。

実務経験ルートに新たに課される、養成施設等において6月以上必要な知識・技能を学ぶ課程

2年課程の新しい教育カリキュラムを基準としつつ、いわゆる座学の部分においても3年間の介護等の実務経験で修得可能な領域があることを勘案して、600時間以上の課程とする。

カリキュラム比較表

現)2年課程

1650

新)2年課程

1800

新)社会福祉士一般養成施設等卒課程

1170

新)保育士養成施設等卒1年課程

1155

新)実務経験ルート6月課程

600

| 基礎科目 | 教育内容 | 時間数 |
|----------|----------------------|------|
| | 人間とその生活の理解 (内容自由) | 120 |
| 小計 | 120 | |
| 専門科目 | 介護概論(講義) | 60 |
| | 医学一般(講義) | 90 |
| | 精神保健(講義) | 30 |
| | 社会福祉概論(講義) | 60 |
| | 老人福祉論(講義) | 60 |
| | 障害者福祉論(講義) | 30 |
| | リハビリテーション論(講義) | 30 |
| | 社会福祉援助技術(講義) | 30 |
| | 社会福祉援助技術演習(演習) | 30 |
| | レクリエーション活動援助法(演習) | 60 |
| | 老人・障害者の心理(講義) | 60 |
| | 家政学概論(講義) | 60 |
| | 家政学実習(実習) | 90 |
| | 介護技術(演習) | 150 |
| | 形態別介護技術(演習) | 150 |
| | 介護実習指導(演習) | 90 |
| | 小計 | 1080 |
| 介護実習(実習) | 450 | |
| 合計 | 1650 | |

| 領域 | 教育内容 | 時間数 |
|-------------|--------------------------|------|
| 人間と社会 必修 | 人間の尊厳と自立 | 30以上 |
| | 人間関係とコミュニケーション | 30以上 |
| | 社会の理解 | 60以上 |
| | ※上記必修科目のほか、人間と社会に関する選択科目 | |
| 選択 | | |
| 小計 | 240 | |
| 介護 | 介護の基本 | 180 |
| | コミュニケーション技術 | 60 |
| | 生活支援技術 | 300 |
| | 介護過程 | 150 |
| | 介護総合演習 | 120 |
| | 介護実習 | 450 |
| | 小計 | 1260 |
| こころとからだのしくみ | 発達と老化の理解 | 60 |
| | 認知症の理解 | 60 |
| | 障害の理解 | 60 |
| | こころとからだのしくみ | 120 |
| | 小計 | 300 |
| | 合計 | 1800 |

| 領域 | 教育内容 | 時間数 |
|-------------|-------------|------|
| X | | |
| 介護 | 介護の基本 | 180 |
| | コミュニケーション技術 | 60 |
| | 生活支援技術 | 300 |
| | 介護過程 | 150 |
| | 介護総合演習 | 60 |
| | 介護実習 | 270 |
| | 小計 | 1020 |
| こころとからだのしくみ | 発達と老化の理解 | 30 |
| | 認知症の理解 | 30 |
| | 障害の理解 | 30 |
| | こころとからだのしくみ | 60 |
| | 小計 | 150 |
| | 合計 | 1170 |

| 領域 | 教育内容 | 時間数 |
|----------------|-------------|------|
| X | | |
| 人間と社会 社会の理解 | 社会の理解 | 15 |
| | 小計 | 15 |
| 介護 | 介護の基本 | 180 |
| | コミュニケーション技術 | 60 |
| | 生活支援技術 | 300 |
| | 介護過程 | 150 |
| | 介護総合演習 | 60 |
| | 介護実習 | 210 |
| | 小計 | 960 |
| こころとからだのしくみ | 発達と老化の理解 | 30 |
| | 認知症の理解 | 60 |
| | 障害の理解 | 30 |
| | こころとからだのしくみ | 60 |
| | 小計 | 180 |
| | 合計 | 1155 |

| 領域 | 教育内容 | 時間数 |
|----------------|-------------|----------|
| 人間と社会 社会の理解 | 人間の尊厳と自立 | 15 |
| | 社会の理解 | 30 |
| | 小計 | 45 |
| 介護 | 介護の基本 | 90 |
| | コミュニケーション技術 | 30 |
| | 生活支援技術 | 90 |
| | 介護過程 | 90 |
| | X | |
| | 小計 | 300 |
| | こころとからだのしくみ | 発達と老化の理解 |
| 認知症の理解 | | 60 |
| 障害の理解 | | 60 |
| こころとからだのしくみ | | 90 |
| 小計 | | 255 |
| 合計 | | 600 |

I ー③ カリキュラム改正の趣旨

- 今回の教育内容見直しは、介護福祉士制度創設後20年間の教育を踏まえ、現行の教育内容を「介護」の枠組みの中で統合再編することを基本とし、介護ニーズの変化を踏まえて介護実践に資する教育内容となるよう充実・強化したものである。
- したがって、従来の科目のもとに学習されてきた教育内容も新しいカリキュラムの中に含まれるものである。
- 教育内容についての国の基準は、基本となる教育内容を示したものであり、養成施設の教育方針や特徴に応じて弾力的運営が図れるよう配慮したものである。

I-④ 新しい教育カリキュラムの基準

新しい教育カリキュラムの基準

- 新しい教育カリキュラムの基準においては、
 - ・ 「資格取得時の介護福祉士養成の目標」
 - ・ 「人間と社会」、「介護」及び「こころとからだのしくみ」の3つの「領域」と、それぞれの領域ごとの教育の「目的」
 - ・ 「生活支援技術」、「介護過程」等の「教育内容」と、それぞれの教育内容ごとの教育の「ねらい」及びそれぞれの教育内容ごとに「教育に含むべき事項」を基準として示すこととする。
- 各養成施設等は、基準において示された「生活支援技術」、「介護過程」等の教育内容ごとに、その裁量で科目編成を行うことができることとなる。
 - * 各養成施設等の科目編成により教育内容が基準で示された水準に達していることを担保する観点から、基準で示された「教育に含むべき事項」の項目が、個々の科目のシラバスに記載されていることを条件とする。

※ 別冊資料「新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例」参照